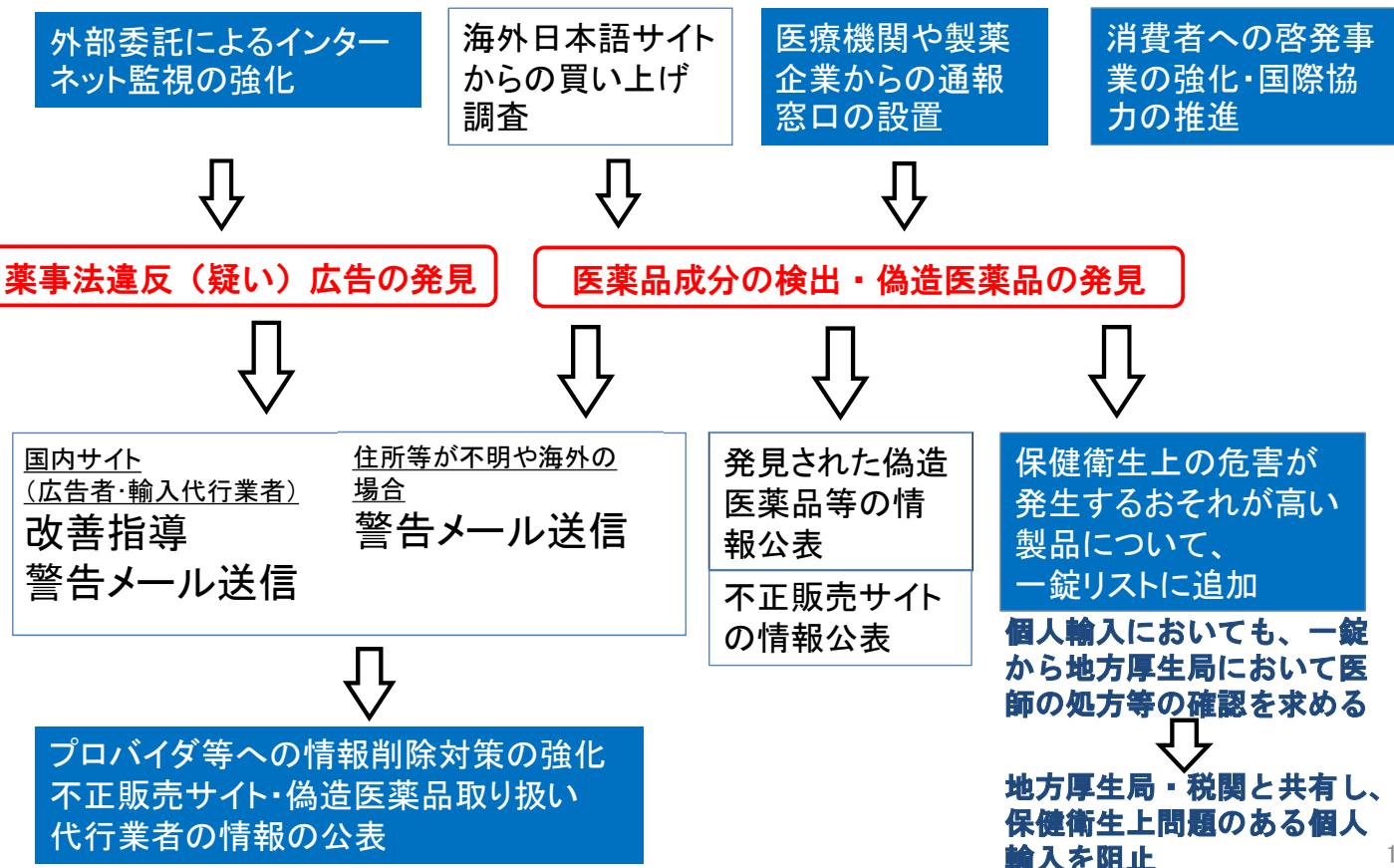


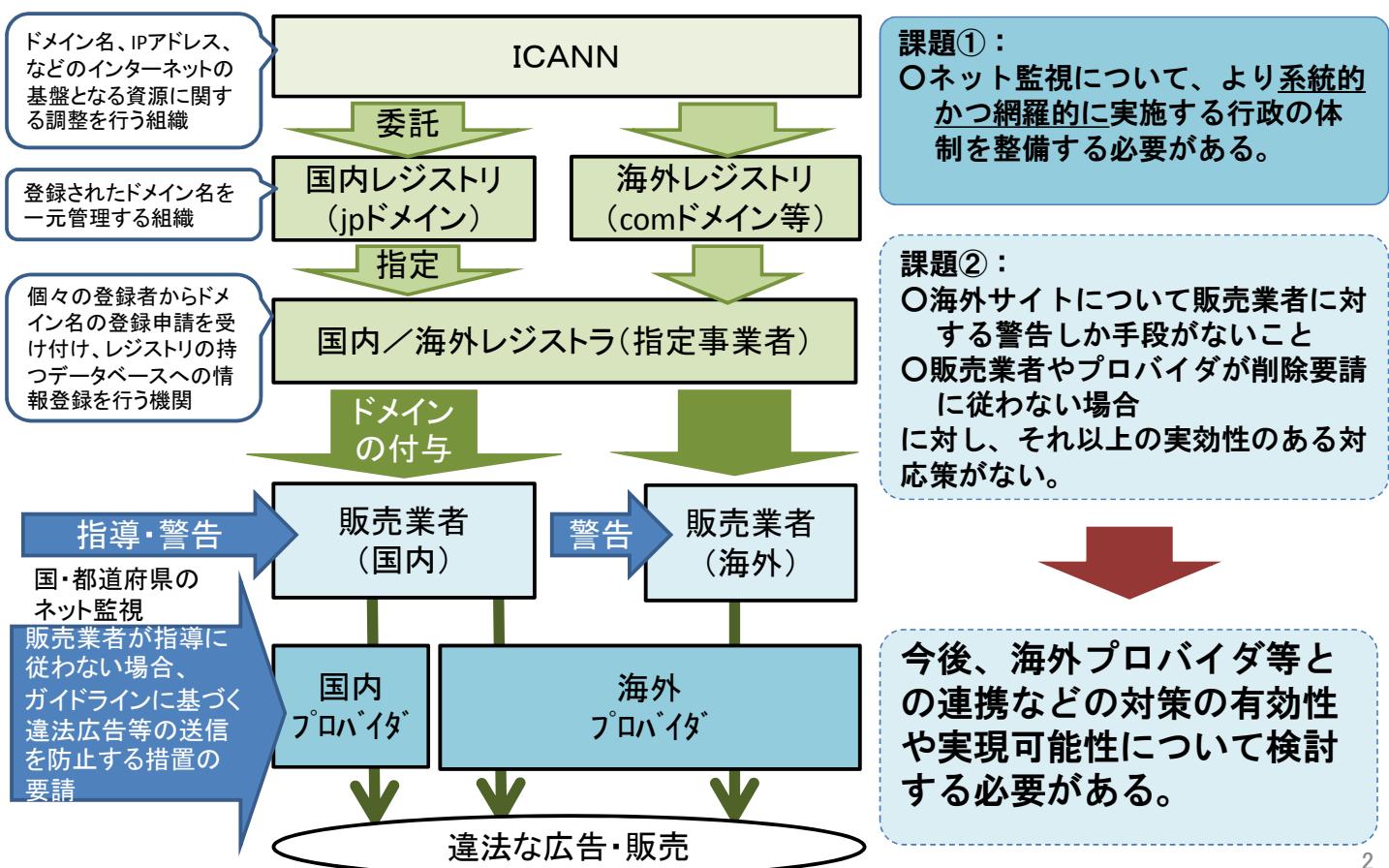
インターネット上の監視強化について

平成25年5月24日
一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会(第10回)
(第9回資料3)

参考
資料2



今後の監視事業の強化について(検討課題)



医薬品等の個人輸入について(今後)

薬監証明※により、他社への販売・授与を目的として個人輸入するものではないことを確認するとともに、特に注意を要する医薬品等については、医師以外の個人輸入を制限している。

また、自己責任の下での使用であっても安全性が確認されていない医薬品等の使用は健康被害を生ずるおそれがあることから、安易な個人輸入は控えるよう注意喚起を行っている。

- ・輸入者自身が自己の責任において使用することが目的の場合

- ・医師又は歯科医師等が自己の責任の下、自己の患者の診断又は治療に供することを目的とする場合

○個人で使用することが明らかな
数量以内のもの
(処方せん薬、毒劇薬:1ヶ月分)
(その他の医薬品:2ヶ月分)

○個人が多量に輸入する場合
○医師等が患者に使用する場合
○特に注意する医薬品の場合(いわゆる一錠リスト)

- ・妊娠中絶薬、サリドマイド、経口ニキビ薬
- ・主に中国製のダイエット製品
- ・偽造医薬品のうち、買い上げ調査やネット監視の結果、保健衛生上の危害が発生するおそれが高い製品として、製品の名称・形状(色、正規品にない含量規格)などの特徴、輸入先国・業者等が特定されたもの)

地方厚生局で、一錠であっても、他人への販売・授与が目的で輸入するものでないことを確認 → 薬監証明の発給※

税 関

税 関(薬監証明の確認)